

事 務 連 絡

令和3年11月4日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公私立大学施設担当部課
各公私立高等専門学校施設担当部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各大学共同利用機関法人機構施設担当部課
国立教育政策研究所施設担当部課
科学技術・学術政策研究所施設担当部課
日本学士院施設担当部課
日本芸術院施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課
各共済組合類型の法人設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

建築物木材利用促進協定の運用について(周知)

令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)において、建築物における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度が創設され、その運用について、林野庁長官から文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長に対し、別添のとおり通知とともに、本制度の概要や協定の参考例等をまとめたハンドブックの送付がありましたので、お知らせいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会施設主管課においては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対して、都道府県私立学校担当課においては所轄の学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては所轄の学校設置会社に対して、周知願います。

【本件担当】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 福山、佐中
電話：03-5253-4111 (内線2292)
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp